

公益社団法人認定のお知らせ

一般社団法人在家仏教協会（理事長 菅原伸郎）は平成30年2月5日付けで、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第4条の規定に基づき、「公益社団法人在家仏教協会」として内閣総理大臣より認定を受けました。これまでの事業に公益性があることが認定されたことの意義は極めて大きく、弊協会を支えていただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

在家仏教協会は、戦後の荒廃した社会に仏教の復活を求めて昭和27年に設立されました。そして、1. 釈尊の説法虚言ならずと信じていること。2. 釈尊の説法の内容そのものは永遠の真理であるが、それを大衆に知らせる手段は、時と処と人とはに応じ、つねに新鮮でなければならないと信じていること。3. 呪術らしきものは一切排除すること。4. 在家生活のまま仏教に生きようとしていること——これら四つの信条に基づいて、65年にわたり、月刊誌「在家佛教」の刊行、全国各地での講演会、仏蹟巡りや坐禅会などの活動を続けてまいりました。

今回公益社団法人として新たに認定されました本協会は、その目

的である「在家の方々に対する仏教の教えを生活に生かしてもらうための知恵・知識等の普及」をいっそう推進するとともに、会員のみならず、多くの人々が日常で悩んでおられる課題に対して解決のヒントが得られるような活動をしてまいります。

その一歩として、すでに数回にわたり、「悟りと浄土」などテーマに基づく連続講演会を開催してまいりました。そして、本年4月からは、より生活に密着した「宗教と労働」を年間テーマとして取り上げ、働くことの意味などを宗教の教えの中に探っていきたいと考えております。仏教やキリスト教など研究されておられる諸先生よりお話を伺い、働くことの意味を学びます。

私どもは、今回認定を受けたことの意義を真摯に受けとめ、その責任を果たすべく努力してまいりたいと存じます。皆様には、これまで以上のお力添えをお願いいたします。